

# 第1章 基本的事項

## 1 計画改定の趣旨

本県では、平成8（1996）年4月に施行した「宮崎県環境基本条例」に基づき、平成9（1997）年3月に「宮崎県環境基本計画」を策定して以来、令和5（2023）年3月までに四次にわたる計画に基づき、地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題、生物多様性<sup>1)</sup>の問題などの環境問題に適切に対処するための施策を計画的に推進してきました。

その結果、再生可能エネルギー<sup>2)</sup>導入が大幅に増加するなど、温室効果ガス<sup>3)</sup>排出量に一定の改善が図られ、着実な成果を上げることができました。

このような中、令和7（2025）年2月、国においては、2050年温室効果ガス排出実質ゼロへ向け、地球温暖化対策推進法に基づき「地球温暖化対策計画」が改定され、温室効果ガスを平成25（2013）年度比で令和17（2035）年度に60%、令和22（2040）年度に73%削減する新たな目標値が設定されました。

さらに、生物多様性に関する動きとして、令和4（2022）年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP<sup>4)</sup>15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応するものとして、令和5（2023）年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。この国家戦略では、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ<sup>5)</sup>実現に向けた社会の根本的変革を、30by30<sup>6)</sup>目標等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進が重要な柱として掲げられています。

こうした脱炭素社会に向けた動きや、新たな生物多様性の保全など、本県を取り巻く情勢の変化を的確に捉え、新たな課題に対応するため、策定から5年経過した「第四次宮崎県環境基本計画」を中間改定することとしました。

---

<sup>1)</sup> 生物多様性：生物の進化の所産として、地球上に存在する全ての生物の間に違い（変異性）のあることで、生態系の多様性、種間の多様性（種の多様性）及び種内の多様性（遺伝子の多様性）の3つの異なったレベルの多様性がある。

<sup>2)</sup> 再生可能エネルギー：エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、新エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、小水力発電（1,000kW以下）、地熱発電（バイナリ方式に限る。）、太陽熱利用、温度差熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用及びバイオマス燃料製造）に大規模水力発電、地熱発電及び海洋エネルギーを含めたものとして定義されている。

<sup>3)</sup> 温室効果ガス：地球を暖める温室効果の性質を持つ気体のこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定する温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種類である。

<sup>4)</sup> COP（Conference of the Parties）（国連気候変動枠組条約締約国会議）：多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置された会合。地球温暖化問題の場合、気候変動枠組条約の加盟国が具体的施策を定期的に議論する。

<sup>5)</sup> ネイチャーポジティブ：生物多様性の損失の流れを止めて回復に反転させること。

<sup>6)</sup> 30by30：令和12（2030）年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

本計画に基づき本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴う、担い手の減少による里地里山<sup>7)</sup>の維持管理の困難化や、野生鳥獣等による農林作物被害などといった地域の存続に関わる課題に取り組むことに加え、脱炭素社会や循環型社会<sup>8)</sup>、自然共生社会の実現に向けた効率的な施策の展開を図り、本県の恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる持続可能な社会の構築を目指します。

## 2 計画の性格と役割

本計画は、「宮崎県環境基本条例」第9条に規定する、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めたものであり、宮崎県総合計画の環境分野における部門別計画として位置づけられています。

また、本計画の一部は以下の計画としても位置づけられています。

○「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）

※地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第6項及び第7項に規定する市町村が定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定に関する基準は別途定める。

○「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に規定する行動計画

○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5に規定する都道府県廃棄物処理計画

○「気候変動適応法」第12条に規定する地域気候変動適応計画

○「食品ロスの削減の推進に関する法律」第12条に規定する都道府県食品ロス削減推進計画

○「生物多様性基本法」第13条に規定する生物多様性地域戦略

さらに、本計画では、環境部門に関わる県民、団体、事業者、行政等の各主体（以下「各主体」という。）の果たすべき役割や取組の方向性を示し、各主体が一体となって、取組を推進していくこととします。

### （1）県民

県民には、自らの日常生活と環境との関わりについての理解を深めるとともに、自主的・積極的に環境保全活動に取り組むことが求められます。

---

<sup>7)</sup> 里地里山：奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

<sup>8)</sup> 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会のこと。

## (2) 団体等

NPO<sup>9)</sup> やボランティア団体等には、それぞれの専門知識や技術を生かして、地域に根ざした取組を推進するとともに、県民、事業者、行政等との連携を図る中心的な役割を担うことが求められます。

## (3) 事業者

事業者には、事業活動が環境に影響を与えていることを認識するとともに、事業活動における環境への負荷<sup>10)</sup> を低減し、環境保全型のビジネススタイルへ転換することが求められます。

## (4) 市町村

市町村には、住民に最も身近な自治体として、地域の各主体が行う自主的・積極的な取組を支援するとともに、それぞれの地域的・社会的条件に応じた環境保全施策を推進することが求められます。

## (5) 県

県は、本計画の基本目標の実現に向け、各主体の役割や取組の方向性を明らかにし、各主体間の連携を図るとともに、広域的な取組が必要とされる課題については、国や近隣の県と協力・連携しながら、環境の保全のために必要な施策・事業を総合的かつ計画的に推進します。

また、その成果を公表し、適切な進行管理に努めます。

# 3 計画の期間

この計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5か年計画とします。

# 4 対象とする環境

本計画では、「宮崎県環境基本条例」第3条に規定する基本理念や第8条に規定する施策の基本方針を踏まえ、次の「環境」を対象とします。

- 森林、河川、海、動物、植物等の多様な自然環境
- 大気、水、土壌、騒音・振動、化学物質、廃棄物等の生活環境
- 景観や文化財、自然とのふれあい等の快適環境
- 地球規模での大気の組成や気候等の地球環境

---

<sup>9)</sup> NPO (Non Profit Organization) : 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

<sup>10)</sup> 環境への負荷 : 人の日常生活や事業活動が環境に与える負担のことで、「環境基本法」では「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されている。